付議第1号

教育職員免許状に関する規則の一部を改正する規則議案

教育職員免許状に関する規則(昭和44年高知県教育委員会規則第5号)の一部を別紙のとおり改正することについて、議決を求めます。

高知県教育委員会事務委任等規則(平成4年教育委員会規則第1号)

第2条 教育委員会は、次に掲げる事務を除き、その権限に属する事務を教育長に委任する。

(3) 規則及び訓令を制定し、又は改廃すること。

教 育 委 員 会 規 則

教育職員免許状に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 年 月 日

高知県教育長 伊藤 博明

高知県教育委員会規則第 号

教育職員免許状に関する規則の一部を改正する規則

教育職員免許状に関する規則(昭和44年高知県教育委員会規則第5号)の一部を次のように改正する。

別表第1の1の表、2の表、3の表、4の表、5の表及び7の表並びに別表第2の表中「学習」を「探究」に改める。

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

高知県教育委員会規則

◎教育職員免許状に関する規則の一部を改正する規則

教育職員免許状に関する規則の一部を改正する規則議案説明

1 改正の理由

新高等学校学習指導要領の実施

学校教育法施行規則の一部を改正する省令(平成30年3月30日文部科学省令第13号)の公布に伴い、平成30年3月30日に学校教育法施行規則の一部改正(学校教育法施行規則第六章第一節第83条)と高等学校学習指導要領の改訂が行われ、令和4年4月1日から新高等学校学習指導要領等が年次進行し、現行の「総合的な学習の時間」から「総合的な探究の時間」に変更し、実施されることとなる。このため、本県の教育職員免許状に関する規則に規定する、別表の表記について所要の改正を行うものである。

2 改正の内容

教育職員免許状に関する規則(昭和44年高知県教育委員会規則第5号)の一部を次のように改正する。

別表第1の1の表、2の表、3の表、4の表、5の表及び7の表並びに別表 第2の表中「学習」を「探究」に改める。

3 施行期日

令和4年4月1日から施行する。

旧

対

表

新

教育職員免許状に関する規則(抜粋)

別表第1 (第14条関係)

1 小学校教諭免許状

				最	略	略				略
適		基	在	低				最低	修得単位の配分	
用用	種	磁機	職	修	単	単			道徳、総合的な探	単
区	別	資	年	得単	位	位	略	略	<u>究</u> の時間等の指導 法及び生徒指導、	位
分		格	数	位	数	数	. 1		教育相談等に関す	数
				数					る科目	

略

注

2 中学校教諭免許状

				最	略	略				略
適		基	在	低				最低	修得単位の配分	
週 用 区 分	種別	基礎資格	在 職 年 数	修得単位数	単位数	単位数	略	略	道徳、総合的な <u>探</u> 究の時間等の指導 法及び生徒指導、 教育相談等に関す る科目	単位数

略

注 略

教育職員免許状に関する規則(抜粋)

別表第1 (第14条関係)

1 小学校教諭免許状

				最	略	略				略
適		基	在	低				最低	修得単位の配分	
用用	種	磁	職	修得	単	単			道徳、総合的な <u>学</u> 習の時間等の指導	単
分	別	資格	年数	単位	位数	位数	略	略	法及び生徒指導、教育相談等に関す	位数
略				数					る科目	

注略

2 中学校教諭免許状

				最	略	略				略
適		基	在	低				最低	修得単位の配分	
用用	種	磁	職	修	単	単			道徳、総合的な学	単
区	別	資	年	得単	位	位	略	略	<u>習</u> の時間等の指導 法及び生徒指導、	位
分		格	数	位	数	数	нц	нц	教育相談等に関す	数
				数					る科目	

略

注 略

4

3 高等学校教諭免許状

				最	略	略	I			略
適		基	在	低				最低	修得単位の配分	
用用	種	一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一	職	修	単	単			道徳、総合的な <u>探</u>	単
区	別	資	年	得	位	位			究の時間等の指導	位
分		格	数	単	数	数	略	略	法及び生徒指導、	数
		'		位					教育相談等に関す	,,,
				数					る科目	
略										

注 略

4 幼稚園教諭免許状

				最	略	略				略
適		基	在	低				最低	修得単位の配分	
用用	種	一碰	職	修	単	単			道徳、総合的な探	単
区	別	資	年	得	位	位			究の時間等の指導	位
分	נינג	格格	数数	単	数数	数数	略	略	法及び生徒指導、	数数
//		1111	奴	位	奴	刻			教育相談等に関す	刻
				数					る科目	
略										

注略

5 養護教諭免許状

適		基	在	最	略	略				略
用	種	礎	職	低		単		最低修	得単位の配分	単
区	別	資	年	修		単位	Ш⁄Z	道徳、	総合的な <u>探究</u> の	位
分		格	数	得		11/.	略			11/

3 高等学校教諭免許状

				最	略	略				略
適		基	在	低				最低	修得単位の配分	
用用	種	磁機	職	修	単	単			道徳、総合的な <u>学</u>	単
区	別	資	年	得	位	位			習の時間等の指導	位
分	\21.1	格	数	単	数数	数数	略	略	法及び生徒指導、	数数
),		114	200	位	30	30			教育相談等に関す	<i>3</i> A
				数					る科目	
略										

注 略

4 幼稚園教諭免許状

				最	略	略				略
適		基	在	低				最低	修得単位の配分	
	14			修	벘	幵			道徳、総合的な <u>学</u>	出
用	種	礎	職	得	単	単			習の時間等の指導	単
区	別	資	年	単	位	位	略	略	法及び生徒指導、	位
分		格	数	位	数	数			教育相談等に関す	数
				数					る科目	
略										

注 略

5 養護教諭免許状

適		基	在	最	略	略			略
用	種	礎	職	低		単	最低修	得単位の配分	単
区	別	資	年	修		単位	道徳、	総合的な <u>学習</u> の	位
分		格	数	得		11/.	略		11/.

			単		数	時間等の指導法及び生	数
			位			徒指導、教育相談等に	
			数			関する科目	
略	ı			ı			

注略

6 略

7 栄養教諭免許状

				最	略	略			略
適		基	在	低				最低修得単位の配分	
用用	種	磁機	職	修		単		道徳、総合的な <u>探究</u> の	単
区	別	資	年	得単		位	略	時間等の指導法及び生	位
分		格	数	位		数		徒指導、教育相談等に 関する科目	数
				数					
略									

別表第2 (第14条関係)

略	略	略	最低修得単位数						
			. 略	略	道徳、総合的な探究の時間等の指導				
					法及び生徒指導、教育相談等に関す				
					る科目				
					略	略	略	略	
略									

注 略

		単	数	時間等の指導法及び生	数
		位		徒指導、教育相談等に	
		数		関する科目	
略					

注 略

6 B

7 栄養教諭免許状

				最	略	略			略
適		基	在	低				最低修得単位の配分	
用用	種	磁機	職	修		単		道徳、総合的な <u>学習</u> の	単
区	別	資	年	得		位		時間等の指導法及び生	位
分	73.1	格	数	単		数	略	徒指導、教育相談等に	数
		111	2/	位		2/		関する科目	2/
				数					
略									

別表第2 (第14条関係)

略	略	略	最低修得単位数						
			略	略略	道徳、総合的な <u>学習</u> の時間等の指導				
					法及び生徒指導、教育相談等に関す				
					る科目				
					略	略	略	略	
略									

注 略

学校教育法施行規則(昭和二十二年文部省令第十一号)

第六章 高等学校

第一節 設備,編制,学科及び教育課程

第八十三条 高等学校の教育課程は、別表第三に定める各教科に属する科目、 総合的な探究の時間及び特別活動によつて編成するものとする。

第八十四条 高等学校の教育課程については、この章に定めるもののほか、教育課程の基準として文部科学大臣が別に公示する高等学校学習指導要領によるものとする。

附 則(平成三〇年三月三〇日文部科学省令第一三号)抄

- 1 この省令は、平成三十四年四月一日から施行する。ただし、附則第四項及 び第五項の規定は平成三十一年四月一日から施行する。
- 4 平成三十一年四月一日から平成三十四年三月三十一日までの間に高等学校に入学した生徒(新令第九十一条の規定により入学した生徒であって平成三十一年三月三十一日までに入学した生徒に係る教育課程により履修するものを除く。)に係る教育課程についての平成三十一年四月一日から新令第八十三条の規定が適用されるまでの間における改正前の学校教育法施行規則(以下「旧令」という。)第八十三条の規定の適用については、同条中「総合的な学習の時間」とあるのは「総合的な探究の時間」とする。
- 5 平成三十一年四月一日から新令別表第三の規定が適用されるまでの間に おける旧令別表第三の規定の適用については、同表(二)の表福祉の項中 「福祉情報活用」とあるのは「福祉情報活用、福祉情報」とする。